

独立行政法人国立文化財機構契約監視委員会（平成23年度第2回）議事概要

開催日及び場所	平成24年6月4日（月）東京国立博物館本館会議室	
出席委員 （敬称略）	<p>○委員長 松原 茂（根津美術館学芸部長）</p> <p>○委員 鮎川 眞昭（公認会計士） 池上 孝治（三越日本橋本店 販売計画部長） 服部 彰（独立行政法人国立文化財機構監事） 雪山 行二（独立行政法人国立文化財機構監事）</p>	
審議対象期間	平成23年11月1日～平成24年3月31日 ※平成24年4月1日～平成24年9月30日（随意契約見込）を含む。	
個別審査対象案件	148件	○議 事
平成23年度（11～3月期）契約（前回競争性のない随意契約）	6件	（イ）平成23年度（11～3月期）契約点検（前回競争性のない随意契約） （ロ）平成23年度（11～3月期）契約点検（前回一者応札・一者応募）
平成23年度（11～3月期）契約（前回一者応札・一者応募）	5件	（ハ）平成23年度（11～3月期）契約点検（競争性のない随意契約）
平成23年度（11～3月期）契約（競争性のない随意契約）	38件	（ニ）平成23年度（11～3月期）契約点検（一者応札・一者応募） （ホ）平成23年度（11～3月期）契約点検（その他案件）
平成23年度（11～3月期）契約（一者応札・一者応募）	27件	（ヘ）平成24年度（上半期見込）契約点検（前回競争性のない随意契約）
平成23年度（11～3月期）契約（その他案件）	56件	（ト）平成24年度（上半期見込）契約点検（競争性のない随意契約）

平成24年度（上半期見込）契約（前回競争性のない随意契約）	2件
平成24年度（上半期見込）契約（競争性のない随意契約）	14件
委員からの意見・質問、それに対する回答、及び審議総括	別紙①のとおり

別 紙①

質 問・意 見	回 答
<p>1. 平成23年度（11～3月期）契約（前回競争性のない随意契約）の点検</p> <p>（1）該当の契約6件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「広告取引及び事業展開に関する業務一式」については、予定価格が前回から下がっているが、これは事前確認公募を行ったことによるものか。 <p>（2）総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度（11～3月期）契約（前回競争性のない随意契約）について、妥当であると判断する。 <p>2. 平成23年度（11～3月期）契約（前回一者応札・一者応募）の点検</p> <p>（1）該当の契約5件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「九州国立博物館で使用する電気」について、九博以外では一般電気事業者以外から購入している例もあるが、九博で難しいのはなぜか。 <ul style="list-style-type: none"> ・電子入札システムについては、実際に検討を行う予定はあるか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・予定価格については、前回契約においては定価で設定していたものですが、平成23年度契約時は前回契約実績をもとに設定したものであり、競争性の有無が影響したものではありませんと考えております。 <ul style="list-style-type: none"> ・九州国立博物館については、地理上、送電コストが高く、地元事業者の規模の小さいことから安定供給が困難であるためと思われます。 <ul style="list-style-type: none"> ・汎用的なシステムが広く提供されている状況ではなく、機構単位では経費の面から導入が難しい状況です。低廉なシステムが開発可能であれば利用を検討する予定です。

<ul style="list-style-type: none"> ・単年度契約から複数年契約となっているものがいくつかあるが、こういったものについては、価格面でのメリットが出せないのか。 ・保守契約については、機器の導入時に保守契約を行わないのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・システムの保守等にかかる業務であり、内訳がほぼ人件費であることから、価格を下げることは難しいのではないかと思います。 ・複数年の契約は慎重に行ってきた経緯もありますが、今般導入した財務会計システムでは保守も一括して導入時に発注をするよう工夫しております。
<p>(2) 総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度(11～3月期)契約(前回一者応札・一者応募)について、妥当であると判断する。 	
<p>3. 平成23年度(11～3月期)契約(競争性のない随意契約)の点検</p> <p>(1) 該当の契約38件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運搬については、随意契約を結ぶ場合にも価格交渉を行っているか。 ・東京国立博物館における交通広告の契約については、事業単体ごとに行っているようだが、年間等で全体を示してまとめて契約を行ったほうが価格は安くなる。 ・文化財購入で予定価格と契約価格が大きく開いているものがあるのはなぜか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・過去の契約実績を参考にするなどして、価格交渉を行っています。 ・予算を順次追加したため個別事業ごとに発注する場合がありますが、今後、可能な限り、契約をまとめて発注することを検討いたします。 ・文化財購入にあたっては各国立博物館で外部有識者、古美術商等による買取評価委員会を開催した上で評価額を決定し、その額を予定価格としております。

<p>(2) 総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度(11～3月期)契約(競争性のない随意契約)について、妥当と判断する。 <p>4. 平成23年度(11～3月期)契約(一者応札・一者応募)の点検</p> <p>(1) 該当の契約27件について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公告期間の確保について、「20日間」を機構の自主的な基準としていると伺ったが、ものによって「50日間」、「41日間」という公告期間を設けているのはなぜか。 ・1者応札の場合に全て再公告を行うことはできないのか。 ・政府調達に関しては、どのような規定であるか資料を提示してほしい。また該当する契約を明記するなど、委員の判断材料を 	<p>購入にあたってはこの評価額の範囲内で購入先の申出価格により購入することとなり、申出価格が評価額を上回る場合は値下げの交渉を行うこととなっております。特に個人から購入する場合は、落札率が低くなる場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・50日間のものは、WTO政府調達協定にかかるものです。また、40日間程度のものについては、再公告を行ったものと考えられます。なお、再公告は、物品役務については基本的に落札者がなかった場合、工事については応札者が1者である場合に行っております。 ・比較的納期に余裕のあるものについては再公告を行うことも考えられますが、具体的な事業の進行に伴って調達の必要が生じており、事業の遅滞等を考慮すると再公告が難しい場合も多いのが実情です。 ・政府調達の手続きに関しては、別途説明資料を用意いたします。また、資料にも追記するようにいたします。
--	--

提供してほしい。

・各館にある図書館は各館別のシステムか。

・予定価格が1円単位まで算出されているものと千円単位まで丸めているものがあるが、なぜか。

(2) 総括

・平成23年度(11～3月期)契約(一者応札・一者応募)について、妥当であると判断する。

なお、No.15 インターネットサーバシステム一式について、事務局において自ら改善することとした内容にもあるとおり、今後同種の契約の際は納入期間を十分確保するよう改善されたい。

5. 平成23年度(11～3月期)契約(その他案件)の点検

(1) 該当の契約56件について

・「定期建物賃貸借契約 南門の一部(レストラン)」について、予定価格はどのよ

うか。これまでの経緯等もあり現状は個別システムとなっております。現状においては見直しできていませんが、クラウド型を念頭に全施設共通のシステムへ移行していくことは可能かと思われますので、今後検討いたします。

・予定価格の算出方法は原則非公開ですが、市場価格・積み上げ・参考見積のいずれかから最も安価なものを採用するのが一般的です。また、端数については単価契約の積算や端数を切り捨てて予定価格を算定する場合としていない場合があることが影響しております。

うか。国の貸付料算定基準に基づき算出しております。

うに算出しているのか。

(2) 総括

- ・平成23年度(11~3月期)契約(その他案件)について、妥当であると判断する。

6. 平成24年度(上半期見込)契約(前回競争性のない随意契約)の点検

(1) 該当の契約2件について

特段の質疑事項はなかった。

(2) 総括

- ・平成24年度(上半期見込)契約(前回競争性のない随意契約)については、妥当であると判断する。

7. 平成24年度(上半期見込)契約(競争性のない随意契約)の点検

(1) 該当の契約14件について

- ・特別展図録は共催者から買い上げているがそれ以外の方法は取れないのか？

- ・九博において、国宝修理装こう師連盟九州支部と随意契約で文化財の修理を行っ

・当該契約は、物品(冊子)の購入となっております。図録の作成は、著作権処理等の問題もあるため、通常共催者が主体となっております。必要部数を共催者から買い上げる以外の方法は取りえないものと考えております。

- ・了解いたしました。

ていることについて、外部から説明を求められた際にきちんと説明できるようにしておくこと。

(2) 総括

- ・平成24年度（上半期見込）契約（競争性のない随意契約）については、妥当であると判断する。

以上